平成２２年（フ）第６７号
香川県高松市観光町650番地15レオパレス観光町第１　204号室
債務者　馬場俊一郎
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６８号
香川県高松市桜町２丁目７番12サーパス桜町第３　607号
債務者　大久保　勲
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３４５号
佐賀県佐賀市本庄町大字末次151番地
債務者　中島　照子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
佐賀県佐賀市神園４丁目２番10号
債務者　納富　芳子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４７号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬952番地13
債務者　有江　　賢
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
佐賀県小城市牛津町勝993番地７
債務者　阿部　友弘
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1236番地17
債務者　園田　順子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７０号
佐賀県神埼市千代田町用作2332番地
債務者　川村　政憲
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
佐賀県小城市小城町畑田2708番地１
債務者　毛利千賀子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷515番地５
債務者　松尾　　元
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８６号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1171番地３―105号
債務者　西村　未来（旧姓早稲田）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
長崎県長崎市弥生町19番18―509号
債務者　岡田　光子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
沖縄県豊見城市字上田413番地　ハイムぎぼ101号
債務者　新里　　繁
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５２１号
沖縄県豊見城市字上田413番地　ハイムぎぼ101号
債務者　新里ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４１号
沖縄県浦添市牧港１丁目12番７―301号　高嶺アパート
債務者　黒岩千佳子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７９号
沖縄県那覇市首里末吉町４丁目２番地15　Ｌｏｏｐ３―Ａ
債務者　吉村　小枝
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５６８号
佐賀県佐賀市鬼丸町４番22号、申立時の住所佐賀県佐賀市本庄町大字末次452番地18
債務者　牛島　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
佐賀県佐賀市鬼丸町４番22号、申立時の住所佐賀県佐賀市本庄町大字末次452番地18
債務者　牛島美津代
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係